

北の 産業保健

No.40

2008.秋

HOKKAIDO

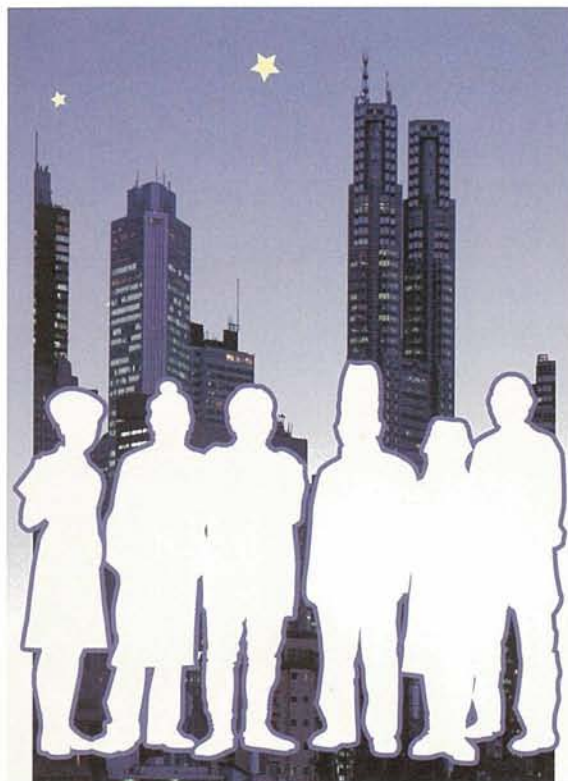


独立行政法人
労働者健康福祉機構

北海道産業保健推進センター

深夜業に従事する皆様へ

自発的健康診断受診支援助成金のご案内



**深夜も頑張る
あなたが、
明日も元気で
いられるように。**

**深夜業務の方のための
助成金があります。**

支給対象者

深夜業務に従事した方

勤務した時間の一部が午後10時から翌日の午前5時にかかる方も含まれます。

- ① 常時使用される労働者
- ② 自発的健康診断を受診する日前6ヶ月の間に1ヶ月当たり4回以上(過去6ヶ月で合計24回以上)深夜業務に従事した方

助成金額

健康診断に要した費用(消費税も含む)の
3/4に相当する額 **上限 7,500円**

- 自発的健康診断とは、事業主の行う定期健康診断以外に労働者個人の意志で受ける健康診断をいいます。
- 人間ドックにもご利用できます。
- 助成は、各年度につき1回に限ります。
- 労働保険非適用事業に勤務する労働者は対象となりません。

【詳しくは当センターにお問い合わせください】

**ご存じですか?健康診断費の3/4が、
国から助成されます。**

仕事が一生涯懸命がんばれるのは、元気な身体があつてこそ、深夜労働は、昼間の仕事に比べて身体への負担も大きくなりがち。疲れが気になったら、早めに健康診断を受けましょう。

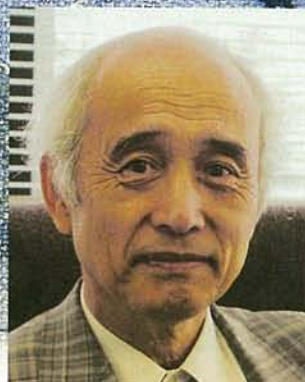
北海道産業保健推進センター情報誌(季刊)

CONTENTS 「北の産業保健」第40号

巻頭言「形式主義、あるいは型にはまること」 三宅 浩次...	1
健康診断データの有効利用に関する調査研究 三宅 浩次・西 基・佐藤 広和・川崎 能道...	2
産業保健研修会等開催状況	4
地域産業保健センター便り	6
北海道産業保健推進センターのスタッフ紹介	8
メンタルヘルス対策支援センター開設のご案内	9

店長等の名ばかり管理職の過重労働	13
ホームページから図書・ビデオ貸出の申込みができます	18
地域産業保健センター相談日のご案内	19
石綿にさらされる作業に従事していた 労働者及び家族の方へ	23
「過重労働・メンタルヘルス対策に 関する研修会」のご案内	24
研修会のご案内	25

形式主義、あるいは 型にはまること



北海道産業保健推進センター 所長 三宅 浩次

ノーベル物理学賞と化学賞で続けて日本人が受賞した。物理学賞の受賞理由は、対称性の破れという理論がもとになっている。その発想はこうである。宇宙誕生のビッグバンで粒子と反粒子ができ、両者が衝突して消滅する。これを対称性というそう。この両者が同数なら宇宙は存在しない。ところが、ほんのわずかの対称性の破れがあって粒子が残ることがあり、その粒子がさらに原子へと進んで現在の物質からなる宇宙ができあがったというのだ。

まったく新しい理論を創り出す学者は、それまでの硬く積み上げられた学問の流れから、いったん転換して、常人では考えられない発想を生み出すようだ。つまり、これまでの形式からの飛躍である。

現在、経済界は大混乱の中にある。政治家は、呆然として、なす術もない。これも長い間に金融の世界で作られた仕組みが問題なのだろう。その推進役がアメリカであった。以前から不思議だと思ったのは、そのアメリカが膨大な貿易赤字を出し、国際的には大債務国なはずなのに、ドルを使い回して大儲けをしているのだ。その形がどうやら間違っていたということなのだろう。

別な話にすると、いろいろな会議で感じたことであるが、会議がこれまでと同じようにシナリオどおりに進むことが多い。最後は大過なく終わる。内容に重要な議題を含むもの

もあるが、わざわざ開かなくてはならなかったのかと疑問を持つこともある。形式化というより形骸化というべきか。主催者は規則で決まっているからだという。

その規則とか、さらに上層の法律が、形式だけでおかしいと思うことがある。新しい法律を作るとき、担当する官僚は、関係各省を走り回って調整するのに苦労するそう。日本は判例主義ではないので法律が硬い。きっちりとした法律が必要なのだという。国会は立法府というが、日本の国会では議員立法が少ない。仕組みが硬いからだろうか。

若者の就職では、大企業を目指すものが多いが、企業が大きくなるとその組織が重くなる。上下の意思伝達が遠くなり、遅くなる。突如、破産する大企業がある。重くて硬いからだといわれる。

個人を見ても、形式にとらわれやすい人が結構いる。うつ病になりやすい人の性格として「メランコリー親和型」というのがあるが、このタイプである。もっとも、今年の日本うつ病学会では、うつ病の多様性が議論され、最近では若者を中心に「ディスティミア親和型」というのが増えてきたという。こちらは、規範に閉じ込められるのを嫌い、仕事熱心ではなく、やる気がない。型にはまり過ぎるのも、はまりたくないというのも、両極端は病的状態を作り出す。

健康診断データの 有効利用に関する調査研究

特に事後指導の効果、費用効果分析について

三宅浩次、西基、佐藤広和、川崎能道（北海道産業保健推進センター）

1 調査研究の目的

健康診断の有効性を検証するためには、種々のアプローチが考えられる。それらを整理して、今後の健康診断とその結果の活用について考察する。

2 調査研究の経緯

当初、ある機関が保存する健康診断とその事後指導結果に加え医療費に関する膨大なデータベースを活用して調査研究を行う予定であったが、先方の事情で不可能になり、研究方針を変更することになった。

（個人情報保護の意味を取り違えられていることは残念である）

データベースの解析については、代替として某自治体の健康診断関連の調査と医療費についてのデータベースを使用して行った。

健康診断の有効性については、多くの議論のあるところであり、共同研究者による「特定健診、特定保健指導に関する意見交換会」を開き、健康診断等の有効性について整理し、考察を行った。

3 北海道十勝地方某町における保健行動と医療費の調査

3.1 対象：北海道某町の町民から無作為抽出で選んだ403人

3.2 調査期間：2007年4月、8月

3.3 調査項目：自記式質問紙、栄養士による食事調査、国民健康保険医療費

3.4 プライバシーへの配慮：この調査は、当自治体の一事業として企画され、共同研究者の西（北海道医療大学看護福祉学部教授）が町の委員として参加し、データの取り扱い、町職員が西の指導のもとに役場内で集計した。

3.5 結果：この調査研究のうち、国民健康保険による医療費について以下に記述する。

健診を受けた頻度と医療費の関連を歯科健診の場合と比較した（一般健診では年齢構成に偏りがあり利用不可能であった）。

2007年2月と8月の診療報酬明細から各人の医療費を合計した。国保加入者の162人の医療費の中央値は、毎年受診者で1,642点、それ以外では2,123点となり、マン-ホイットニイ検定で有意の差が認められた。また、1,000点以上のものの割合が、毎年健診者で64%、それ以外では86%となり、

カイ二乗検定で有意の差が認められた。町の歯科検診費用は、一人当たり4,291円と見積もられ、医療費と合算して、毎年受診者では、一人当たり102,751円と計算された。これに対し、それ以外では、127,667円で、24%の増分となる。歯科検診の毎年受診者とそれ以外では生活習慣では各項目とも大きな相違がなく、歯科衛生では当然受診群で優れている。歯科衛生の向上が各種疾患の罹患と関連あることが知られているので、特定健診・保健指導に歯科の項目がないのは問題であろう。

4 健康診断等の有効性についての整理と考察

4.1 共同研究者意見交換会での意見要約

- ・某大企業では、特定健診・保健指導に対応して会社諸規定の改正、検査項目・問診項目の改正、保健指導体制の整備等を行っている。
- ・体重減量プログラムを実施したが社会的支援が有効であった。
- ・内臓脂肪と腹囲との関連には疑問が多い。
- ・肥満より痩せのほうが疫学的には健康上の問題が多い。
- ・定期健康診断と特定健診の判定基準の相違に工夫が必要である。
- ・インターネットによる保健指導法の利用
- ・保険組合の取り組み方が多様
- ・電子データ、健診・指導の経費など、未解決問題が多い。
- ・費用便益の例として、新生児マスキニング、喫煙等の説明があり、生活習慣病についての費用便益等の事例がきわめて少ない。

4.2 健診等の有効性に関する概念整理

1) 医学的側面

精度関連：敏感度（診逃し率）、特異度（診過ぎ率）、有病率、精度管理

妥当性関連：疾患要件（重篤度、経過の緩急、症状発現前状態）、結果検証（発見疾患の予後比較）、診断間隔

受診率関連：接近性（簡便性、苦痛嫌悪感、健診時間）、選択バイアス

事後指導関連：指導効果、効果発現までの期間、効果持続期間

2) 行動科学的側面

個人的要因：健康に関する人生観、主観的健康感（自己認識）、認知的不協和、自己効力感（結果予測、結果期待、遂行可能性）、自己統制感、自尊心、感情、自己受容、性格、知識

外部的要因：学習効果（家庭、学校、他）、マスメディア効果、広報技術

不確実性下の行動：因果関係の確率判断、損失・利得の重み判断、時間要因（短期・長期）

（不確実性下の行動については行動経済学での最近の成果を保健分野にも応用することが有用である）

3) 社会・文化・経済的側面

制度関連：法制度・運用体制、実施主体（官民の相違）

経済性：財源（公と私）、分析法（費用効果、費用効用、費用便益）

倫理性：情報開示、守秘性、集団凝集性

5 むすび

特定健診・保健指導の制度が始まったが、健康診断の効果に対しては、まだ多くの疑問が残っている。費用効果を測定することは重要であるが、困難が多い。健康診断の効果を整理することと、それをもとに更なる調査研究が必要である。

産業保健研修会等開催状況

北海道産業保健推進センターでは、産業医研修会、産業看護職研修会、衛生管理者等研修会、事業主セミナーを他機関との連携も行いながら開催しています。産業保健相談員による実践的な研修を目指しています。たくさん紹介したいのですが、紙面の都合により幾つかの研修会の様子のみ報告します。

- 1 平成20年9月5日札幌市において、札幌労働基準協会の「労働衛生週間説明会」が開催され、当センター産業保健相談員木下隆二先生（北海道歯科医師会理事・産業歯科）による「働く人の歯の健康について」講演を行いました。



働く人の歯の健康についての講演

本号調査研究報告のページでも、歯科衛生の向上がはかられるべきではと述べられています。働く人にとっても、歯の健康が身体全体の健康と密接な関係があること学び取っていただければさいわいです。

北海道内の有力な企業の衛生管理者、人事労務担当者等が参加する説明会に、産業保健推進の趣旨をご理解いただき、本講演を組み込んでいただいた札幌労働基準協会様にお礼申し上げます。

- 2 平成20年9月9日室蘭市、9月11日旭川市で、相次いでメンタルヘルス研修会を開催しました。産業保健相談員で札幌心身医療研究所所長の久村正也先生に講演いただきました。研修会は衛生管理者、人事労務管理者、管理職向けに行われたものですが、最近は「職場におけるメンタルヘルス対策」、「メンタルヘルス不調者の職場復帰対策」をテーマにしてほしいという声が多くなってきております。

それだけ働く人のおかれている状況が厳しいものであることを物語っているのではないのでしょうか。



室蘭市でのメンタルヘルス研修会

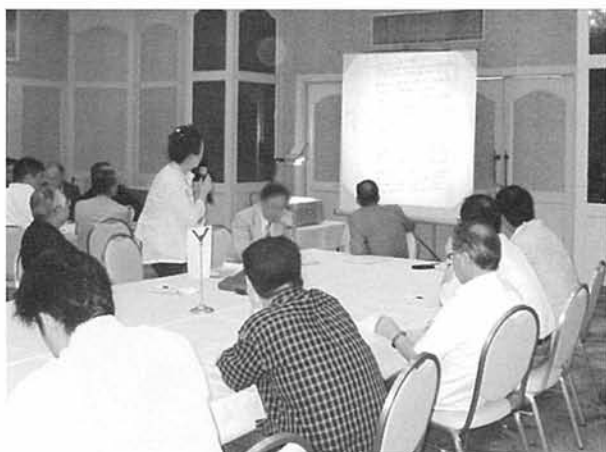
なお、開催にあたっては、それぞれ室蘭労働基準協会、室蘭地域産業保健センター、旭川地方労働基準協会、旭川地域産業保健センターと密接に連携いたしました。各機関の皆様にお礼申し上げます。

- 3 平成20年8月9日・函館市、9月6日・室蘭市と二回にわたり、「職場におけるうつ病対策について（実地付）」をテーマに札幌医科大学医学部神経精神医学講座齋藤利和教授を講師にお招きし産業医研修会を開催しました。

①最近の職場におけるうつ病対策の状況について

②精神障害の労災認定事例について

それぞれ齋藤教授による講義のあと、グループに分かれて事例の討議や発表を行い、たいへん実践的な研修となりました。同講座の橋本准教授、館農助教のお二人の先生にもグループ討議の指導をいただきました。



「職場におけるうつ病対策」産業医研修会のようす

2会場とも3時間の長丁場でしたが、参加した産業医の先生方には討議等最後まで熱心に取り組んでいただき、たいへんお疲れ様で

した。また、函館市医師会、室蘭市医師会の皆様には参加勧奨などたいへんお世話になりました。

- 4 平成20年9月25日、北海道産業保健推進センター会議室で（社）日本作業環境測定協会北海道支部との共催により「衛生管理者のための作業環境測定概論」をテーマに研修を行いました。財団法人北海道労働保健管理協会業務部環境管理課長相澤和幸氏（産業保健相談員・作業環境）にご講義いただきました。作業環境測定は、測定基準、評価基準、管理濃度、第一、第二管理水準、第一、第二管理区分など専門用語がたくさん出てき、化学式もちろはりますのでなかなかなじみにくいのですが、映画「ローマの休日」からヘップサンダル、接着剤の有害性、作業環境の改善へとわかりやすくお話しいただきました。



「衛生管理者のための作業環境測定概論」研修会のようす

日高地域産業 保健センターの紹介

日高地域産業保健センター所長 西田 聖



日高地域産業保健センターは平成9年に設立されました。

活動範囲は浦河労働基準監督署管内である日高支庁域（7町）の中で小規模企業を対象とした「健康相談窓口」「個別訪問指導」「産業保健サービス」等を実施しております。

当センターは日高医師会内に置き、関係団体の協力を得ながら運営を行っております。

この日高管内は農業・軽種馬・漁業・建設業等多様な産業がありますが、昨年度は有所見者率が最も高く、全道・全国の平均を大きく上回ってしまいました。（管内57.9% 全道50.6% 全国49.9%）このことから健康管理の推進を積極的に行っていただくよう、また当センターを幅広く知ってもらうため、管内事業場へ周知活動を幅広く行っていかなければと思っております。

健康相談窓口

窓口は月平均3回で年間31回程度開設しております。

今年度から新たに過重労働者相談窓口を開設しております。

また、メンタルヘルス等の相談についても専門病院を紹介する等対応しております。

個別訪問

小規模事業場を産業医が訪問し、事業場から健康診断の事後措置について相談を受けたり、労働者からの健康相談には産業保健の観点から指導を行います。

また、健康管理に関する講話や事業場職場内巡視を行い、作業環境の改善のためアドバイスを行います。こちらは訪問した事業場から大変喜ばれているので、今後も積極的に行いたいと思っております。

産業保健情報の提供

日本医師会認定産業医、労働衛生機関等の情報を提供します。



初めまして、宜しくお願いします

平成20年1月より前コーディネーターより引き継ぎ、早8ヶ月が過ぎました。

不慣れな為、医師会初め監督署、関係団体の皆様にご迷惑をおかけしている日々ですが、訪問した事業場の方が相談窓口を利用してくれた時は本当に嬉しく思いました。

少しずつですが、顔と名前を覚えて頂きながら事業場の健康管理の促進に関してお役に立てればと思っております。

各地域の産業保健センターのコーディネーターの方にはまだまだ及びませんが、精一杯務めさせていただこうと思っております。

今後ともご指導、ご鞭撻の程宜しくお願い致します。



コーディネーター
今井 美由紀

お問い合わせ先

■日高地域産業保健センター

コーディネーター 今井美由紀

浦河郡浦河町大通2丁目26番1

☎ (0146) 22-8100

E-mail: hidaka.sanpos@gmail.com

■日高医師会

浦河郡浦河町大通2丁目26番1

☎ (0146) 22-6262

■浦河労働基準監督署

浦河郡浦河町堺町西1丁目3番31号 ☎ (0146) 22-2113



浦河港

北海道産業保健推進センターのスタッフ紹介

専門スタッフ(産業保健相談員)

●基幹相談員●

(敬称略)

分野	氏名	現職	専門科目
産業医学	川崎 能道	(財)北海道労働保健管理協会 健康管理部部長	産業保健 労働衛生
〃	岸 玲子	北海道大学大学院医学研究科 予防医学講座公衆衛生学分野教授	産業保健 疫学
〃	佐藤 広和	札幌鉄道病院保健管理部 医学適性科 主任医長	産業保健
〃	久村 正也	札幌心身医療研究所所長 北海道医療大学客員教授	精神保健 心身医療
メンタルヘルス	中野 倫仁	北海道医療大学心理学部 臨床心理学科 教授	精神医学 精神保健
労働衛生工学	澤田 厚史	中央労働災害防止協会 北海道安全衛生サービスセンター 技術専門役	作業環境関係
カウンセリング	井上 蓉子	元埼玉県立精神保健総合センター 主席精神相談員	カウンセリング
〃	豊島 眞	札幌カウンセリングセンター 所長	カウンセリング
関係法令	大島 健一	建設業労働災害防止協会 北海道支部 事務局長	労働安全衛生法関係 法令解釈
保健指導	中川 和子	元北海道農業団体健康保険組合 保健指導課 課長	保健指導

●特別相談員●

(敬称略)

分野	氏名	現職	専門科目
産業医学	上原 好雄	地方職員共済組合北海道支部 北海道庁診療所長	産業保健 健康管理
〃	江口 照子	北海道新聞社総務局 健康管理室	産業保健 公衆衛生
〃	岡野 五郎	札幌医科大学医学部 運動科学教室 准教授	運動生理学 栄養学・運動疫学
〃	加藤 登紀子	札幌市立大学看護学部 教授	産業保健 産業看護
〃	清田 典宏	(財)北海道労働保健管理協会 参与・医療本部長	産業保健 外科
〃	木下 隆二	(社)北海道歯科医師会 理事	産業保健 歯科・口腔保健
〃	小林 麻美	パナソニックエレクトロニクスデバイス北海道(株) 健康管理室長	産業保健 特殊健診・作業管理
〃	高橋 達郎	釧路労災病院 中央検査科 部長	産業保健 病理学
〃	福田 勝洋	久留米大学名誉教授 北海道大学客員教授	産業保健 公衆衛生・疫学
〃	森 満	札幌医科大学医学部 公衆衛生学講座 教授	産業保健 公衆衛生・疫学
〃	中野 郁夫	北海道中央労災病院 副院長	産業保健 内科
〃	西 基	北海道医療大学 看護福祉学部 生命基礎科学講座 教授	産業保健 公衆衛生・産業医学
〃	山崎 知文	(財)北海道対がん協会 旭川がん検診センター 所長	産業保健 産婦人科
〃	吉田 貴彦	旭川医科大学医学部 健康科学講座 教授	産業保健 衛生学
メンタルヘルス	石川 博基	いしかわ心療・神経クリニック 院長	精神保健 精神医学
〃	上野 武治	北星学園大学社会福祉学部 教授	精神保健 精神医学
〃	齋藤 利和	札幌医科大学医学部 神経精神医学講座 教授	精神保健 精神医学
労働衛生工学	相澤 和幸	(財)北海道労働保健管理協会 環境管理課 課長	作業環境管理 作業環境測定
〃	石塚 久美	中央労働災害防止協会 北海道安全 衛生サービスセンター 主任技術員	作業環境管理 作業環境測定
カウンセリング	神田 裕子	(有)ナチュラルハート 北海道カレッジ・オブ・セラピー 代表取締役	カウンセリング
〃	桑原 富美恵	(社)日本産業カウンセラー協会 北海道支部 支部長	カウンセリング
〃	後藤 啓一	勤労者心の健康づくり協会副会長 北海学園大学 名誉教授	組織臨床心理学
法令関係	三浦 俊一	(財)労災保険情報センター 北海道事務所所長	労働保険法 関係法令解釈
〃	横山 靖二	北海道労働局 総合労働相談員	労働安全衛生法 関係法令解釈

1 あらたに 北海道医療大学 西基教授 に就任いただきました。

20.10.25 現在

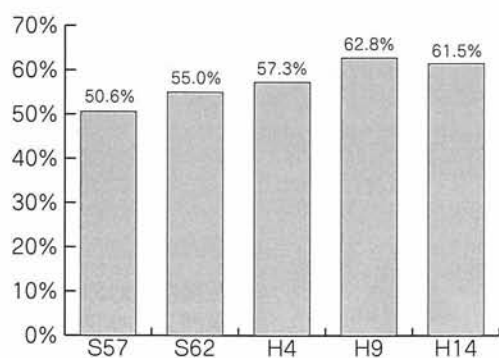
「メンタルヘルス対策支援センター」 開設のご案内

働く人の心の健康を支援するため、「メンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談機関による相談促進事業」（厚生労働省委託事業）がスタートしました。各都道府県産業保健推進センター内に「メンタルヘルス対策支援センター」が開設され「相談機関利用促進員」が皆様の職場をお訪ねします。

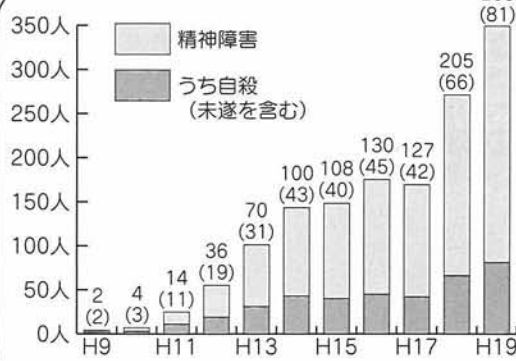


働く人の6割以上が、職業生活でのストレスを感じています。

ストレス等を感じる労働者の割合

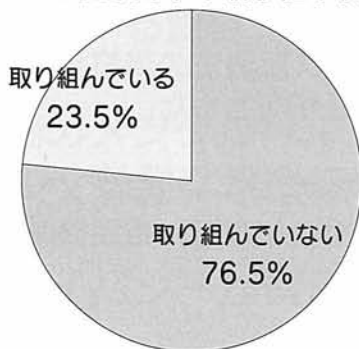


精神障害による労災認定件数

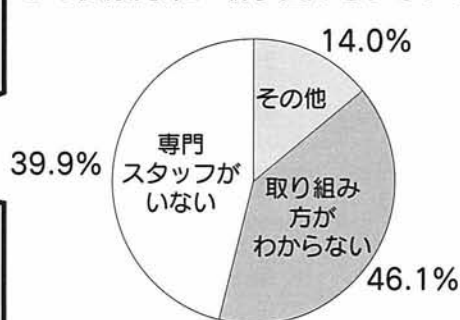


職場における心の健康づくりは重要な課題となっていますが、多くの職場では「専門スタッフがない」「取り組み方がわからない」等の理由で、取り組みが十分でない状況です。

心の健康対策の取り組み状況



心の健康対策に取り組んでいない理由



この事業は、メンタルヘルスクエア対策への助言、相談機関の利用促進による、職場でのメンタルヘルスクエアの向上を目的としています。
従業員の心の健康対策への取り組み方法がわからないという経営トップのみなさま、メンタルヘルス対策支援センター・相談機関利用促進員を気軽にご利用ください。

労働者の心の健康の保持増進のための指針（厚生労働省）

1. 経営トップ自らがメンタルヘルスクアを推進することを表明し
4つのケアを効果的に実施しましょう。
2. メンタルヘルスクアの推進の担い手となる
「メンタルヘルス推進担当者」を選任しましょう。

1. セルフケア

メンタルヘルスについての正しい知識やストレスへの対処法等についての労働者・管理監督者への教育

2. ラインによるケア

日頃の職場環境等について、管理監督者による把握と改善
労働者からの相談対応

3. 事業場内産業保健スタッフによるケア

産業医・衛生管理者・保健師・心の健康づくり専門スタッフ・人事労務担当者は心の健康づくりの中心的役割

4. 事業場外資源によるケア

メンタルヘルスクア推進のため相談機関等の事業場外資源の活用

専門家による個人への研修会の開催
自発的に相談しやすい環境の提供

専門家による管理監督者への研修

事業場内の管理体制構築への助言

保健師、心の健康づくり専門スタッフ等が社内にはない場合、事業場外資源による専門的なサービスが利用できる

社内よりも社外の専門家の方が、気軽に労働者が相談しやすいことがある

事業場外資源が提供するサービスの例

社内でストレスチェックとストレス解消法の講習会を開催
職場全体でメンタルヘルスの意識が向上した。

こんな効果が…

相談機関と契約したところ、社員のパワーハラスメント、アルコール依存症等についての相談が増加。相談機関から職場環境の改善について示唆があった。

職場復帰に際し、専門医からのセカンドオピニオンを参考にした。



4つのケアの継続的、計画的な実施

はたらく人の健康管理向上

4つのケアのひとつとして、 心の健康相談機関を活用しましょう。

「メンタルヘルス対策支援センター*」では、国の基準に適合し登録されたメンタルヘルス相談の専門機関のご紹介、メンタルヘルスケア対策の周知を行います。

*労働者健康福祉機構都道府県産業保健推進センター内に設置

○国の基準とは……

平成20年6月19日厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長通達「メンタルヘルス対策における事業場外資源との連携の促進について」（基安労発第0619001号）において、メンタルヘルス不調者等の労働者に対する相談機関の登録基準として定められました。

(<http://www.rofuku.go.jp/sanpo/eap/index.html> からご覧いただけます)

○登録されたメンタルヘルス相談の専門機関とは……

- ・ 十分な経験を有する常勤の相談対応者がいます
- ・ 提供できるサービス内容、料金体系、相談対応者の氏名、もっている資格、これまでの業務実績などが公開されています
- ・ 職場のメンタルヘルスに詳しい精神科医が相談機関をサポートし、必要な場合には、専門医等を紹介します
- ・ プライバシーが確保できる相談室が整備されています

相談機関



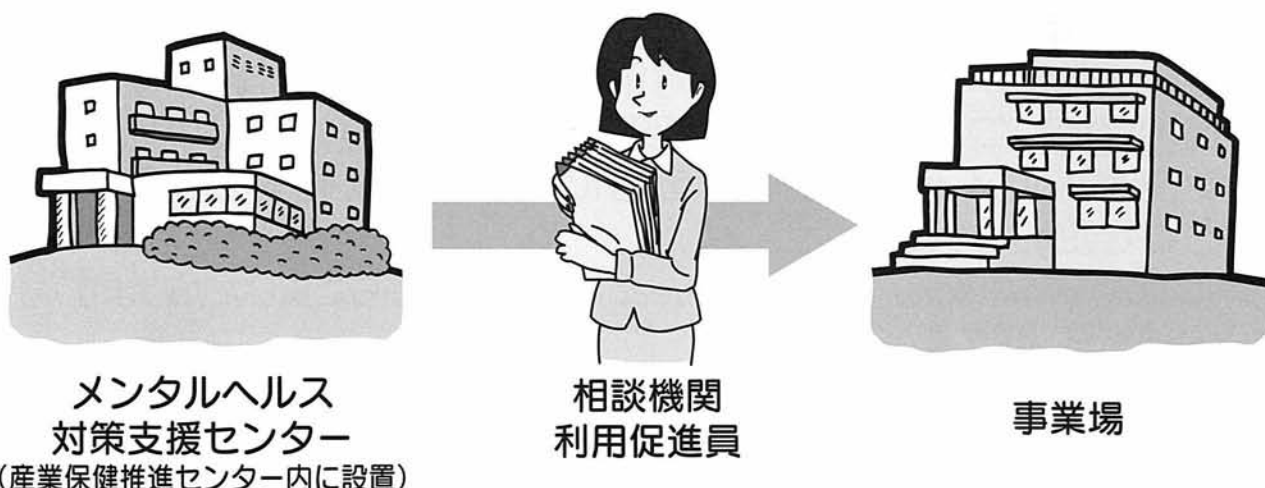
事業場

契約

○相談機関利用促進員が職場にお伺いします

「相談機関利用促進員」とは、労働者健康福祉機構が委嘱した、メンタルヘルスや産業保健に詳しい、本事業のたのもしい担い手です。

全国のメンタルヘルス対策支援センターに配置され、みなさまの職場を訪問して、職場のメンタルヘルス対策をアドバイスするとともに、登録されたメンタルヘルス相談機関をご紹介します。



ご不明な点がございましたら、お近くの産業保健推進センターまたは、労働者健康福祉機構産業保健部までお問い合わせください。

産業保健推進センター

北海道産業保健推進センター

〒060-0807 北海道札幌市北区北7条西1-2-6 NSS・ニューステージ札幌11F
TEL: 011-726-7701 FAX: 011-726-7702

労働者健康福祉機構産業保健部

〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580ソリッドスクエア東館19階
TEL: 044-556-0611 FAX: 044-556-9918
メール: soudan.sanpo@mg.rofuku.go.jp
ホームページ: <http://www.rofuku.go.jp/sanpo/eap/index.html>

店長等の名ばかり管理職の過重労働、サービス残業防止のため — 具体的な判断要素を整理した通達を发出 — 厚生労働省

平成20年9月9日、厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長あて「多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化について」（基発第0909001号）という通達が出されました。内容は、小売業、飲食業等のチェーン店の形態により多店舗を展開している企業の比較的小規模の店舗における店長等について、管理監督者であるか否かの判断基準をしめたものです。通達された目的は、十分な権限、相応の待遇等が与えられていないにもかかわらず労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者として取り扱っているため、過重労働やサービス残業が横行している問題に対処するため出されたものです。

細かい内容は直接通達をご覧ください。こととして、厚生労働省のパンフレットから知っておきたいことを幾つか抜粋します。

「管理職だから残業手当は必要ない？」……………。

よく言われることですが、会社内で管理職としての地位にある労働者でも、労働基準法上の「管理監督者」に当てはまらない場合があります。

例えば、会社では「店長」を管理職と位置づけていても、実際に労働基準法上の「管理監督者」に係る判断基準からみて、十分な権限もなく、相応の待遇等も与えられていないと判断される場合には「管理監督者」には当たらず、残業手当を支払わないでよいということにはなりません。

また、「管理監督者」であっても、労働基準法により保護される労働者には変わりはなく、労働時間の規定が適用されないからといって、何時間働いても構わないということではなく、健康を害するような長時間労働をさせてはなりません。「管理監督者」については、肩書や職位ではなく、その労働者の立場や権限を踏まえて実態から判断する必要があります。

「管理監督者」は労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者といい、労働基準法で定められた労働時間、休憩、休日の制限を受けません。「管理監督者」に当てはまるかどうかは、役職名ではなく、その職務内容、責任と権限、勤務態様等の実態によって判断します。企業内で管理職とされていても、次に掲げる判断基準に基づき総合的に判断した結果、労働基準法上の「管理監督者」に該当しない場合には、労働基準法で定める労働時間等の規制を受け、時間外割増賃金や休日割増賃金の支払が必要となります。

管理監督者とは

○労働時間、休憩、休日等に関する規制の枠を超えて活動せざるを得ない重要な職務内容を有していること

労働条件の決定その他労務管理について、経営者と一体的な立場にあり、労働時間等の規制の枠を超えて活動せざるを得ない重要な職務内容を有していなければ、管理監督者とは言えません。

○労働時間、休憩、休日等に関する規制の枠を超えて活動せざるを得ない重要な責任と権限を有していること

労働条件の決定その他労務管理について、経営者と一体的な立場にあるというためには、経営者から重要な責任と権限を委ねられている必要があります。「課長」「リーダー」といった肩書があっても、自らの裁量で行使できる権限が少なく、多くの事項について上司に決裁を仰ぐ必要があったり、上司の命令を部下に伝達するに過ぎないような者は、管理監督者とは言えません。

○現実の勤務態様も、労働時間等の規制になじまないようなものであること

管理監督者は、時を選ばず経営上の判断や対応が要請され、労務管理においても一般労働者と異なる立場にある必要があります。労働時間について厳格な管理をされているような場合は、管理監督者とは言えません。

○賃金等について、その地位にふさわしい待遇がなされていること

管理監督者は、その職務の重要性から、定期給与、賞与、その他の待遇において、一般労働者と比較して相応の待遇がなされていなければなりません。

多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者について

小売業、飲食業等において、いわゆるチェーン店の形態により相当数の店舗を展開して事業活動を行う企業における比較的小規模の店舗においては、店長等の少数の正社員と多数のアルバイト・パート等により運営されている実態がみられますが、この店舗の店長等については、十分な権限や相応の待遇等が与えられていないにもかかわらず労働基準法第41条第2号に規定する「管理監督者」として取り扱われるなど不適切な事案もみられます。このため、このような店舗の店長等の管理監督者性の判断に当たっての特徴的な要素について、次のとおり示されていました。

内容は、いずれも管理監督者性を否定する要素に係るものですが、これらの否定要素が認められない場合であっても、直ちに管理監督者性が肯定されることになるものではないことに注意してください。

○「職務内容、責任と権限」についての判断要素

- (1) 採用 【管理監督者性を否定する重要な要素】
店舗に所属するアルバイト・パート等の採用（人選のみを行う場合も含む。）に関する責任と権限が実質的にない場合。
- (2) 解雇 【管理監督者性を否定する補強要素】
店舗に所属するアルバイト・パート等の解雇に関する事項が職務内容に含まれておらず、実質的にもこれに関与しない場合。
- (3) 人事考課 【管理監督者性を否定する重要な要素】
人事考課（昇給、昇格、賞与等を決定するため労働者の業務遂行能力、業務成績等を評価することをいう。）の制度がある企業において、その対象となっている部下の人事考課に関する事項が職務内容に含まれておらず、実質的にもこれに関与しない場合。
- (4) 労働時間の管理 【管理監督者性を否定する重要な要素】
店舗における勤務割表の作成又は所定時間外労働の命令を行う責任と権限が実質的にない場合。

○「勤務態様」についての判断要素

(1) 遅刻、早退等に関する取扱い

【管理監督者性を否定する重要な要素】

遅刻、早退等により減給の制裁、人事考課での負の評価など不利益な取扱いがされる場合。ただし、管理監督者であっても過重労働による健康障害防止や深夜業に対する割増賃金の支払の観点から労働時間の把握や管理が行われることから、これらの観点から労働時間の把握や管理を受けている場合については管理監督者性を否定する要素とはならない。

(2) 労働時間に関する裁量

【管理監督者性を否定する補強要素】

営業時間中は店舗に常駐しなければならない、あるいはアルバイト・パート等の人員が不足する場合にそれらの者の業務に自ら従事しなければならないなどにより長時間労働を余儀なくされている場合のように、実際には労働時間に関する裁量がほとんどないと認められる場合。

(3) 部下の勤務態様との相違

【管理監督者性を否定する補強要素】

管理監督者としての職務も行うが、会社から配布されたマニュアルに従った業務に従事しているなど労働時間の規制を受ける部下と同様の勤務態様が労働時間の大半を占めている場合。

○「賃金等の待遇」についての判断要素

(1) 基本給、役職手当等の優遇措置

【管理監督者性を否定する補強要素】

基本給、役職手当等の優遇措置が、実際の労働時間数を勘案した場合に、割増賃金の規定が適用除外となることを考慮すると十分でなく、当該労働者の保護に欠けるおそれがあると認められる場合。

(2) 支払われた賃金の総額

【管理監督者性を否定する補強要素】

一年間に支払われた賃金の総額が、勤続年数、業績、専門職種等の特別の事情がないにもかかわらず、他店舗を含めた当該企業の一般労働者の賃金総額と同程度以下である場合。

(3) 時間単価

【管理監督者性を否定する重要な要素】

実態として長時間労働を余儀なくされた結果、時間単価に換算した賃金額において、店舗に所属するアルバイト・パート等の賃金額に満たない場合。特に、当該時間単価に換算した賃金額が最低賃金額に満たない場合は、管理監督者性を否定する極めて重要な要素となる。

.....
上記の内容は、いずれも管理監督者性を否定する要素に係るものですが、これらの否定要素が認められない場合であっても、直ちに管理監督者性が肯定されることになるものではありません。

※労働基準法の「管理監督者」と労働組合法の「監督的地位にある労働者」とは、異なります。

例えば、人事・労務部課の上級職員などで、人事・労務に関する機密情報に接する地位にある労働者は、労働組合法では「監督的地位にある労働者」として非組合員になります。しかし、自ら労務管理を行う責任と権限を有していない、勤務時間について厳格な制限を受けている、賃金等についてふさわしい待遇がなされていないといった場合には、労働基準法の「管理監督者」には該当しません。

管理監督者をめぐる民事裁判例

ここで代表的な裁判例を紹介しますので、参考にしてください。個々のケースで管理監督者に当てはまるかどうかについては、これまでいくつもの裁判例があります。

レストランビュッフェ事件（大阪地裁判決昭和61年7月30日）

× 管理監督者ではない

争点：時間外労働に対する割増賃金支払義務の存否

地位：ファミリーレストランの店長

- 店長としてコック、ウェ이터等の従業員を統括し、採用にも一部関与し、店長手当の支給を受けていたが、従業員の労働条件は経営者が決定していた。
- 店舗の営業時間に拘束され、出退勤の自由はなかった。
- 店長の職務の他にコック、ウェ이터、レジ、掃除等全般に及んでいた。

インターパシフィック事件（大阪地裁判決平成8年9月6日）

× 管理監督者ではない

争点：時間外労働及び休日労働に対する割増賃金支払義務の存否

地位：ベーカリー部門及び喫茶部門の店長

- 売上金の管理、アルバイトの採用の権限がなかった。
- 勤務時間の定めがあり、毎日タイムカードに打刻していた。
- 通常の従業員としての賃金以外の手当は全く支払われていなかった。

マハラジャ事件（東京地裁判決平成12年12月22日）

× 管理監督者ではない

争点：時間外労働に対する割増賃金支払義務の存否

地位：インド料理店の店長

- 店長としての管理業務にととまらず、店員と同様の接客及び掃除等の業務が大部分を占めていた。
- 店員の採用権限及び労働条件の決定権限がなかった。
- 店舗の営業時間に拘束されており、出退勤の際に必ずタイムカードを打刻しており、継続的に出退勤管理を受けていた。
- 月々の給与において、役職手当等の管理職の地位に応じた手当が支給されたことはなかった。

風月荘事件（大阪地裁判決平成13年3月26日）

× 管理監督者ではない

争点：時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金支払義務の存否

地位：喫茶店及びカラオケ店の店長

- 会社の営業方針や重要事項の決定に参画する権限が認められていたわけではなく、店舗の人事権も有していなかった。
- タイムカードの打刻や勤務予定表の提出が義務付けられていた。
- 残業手当が支給されていた時期があった。日常の就労状況が査定の対象とされていた。

アクト事件（東京地裁判決平成18年8月7日）

× 管理監督者ではない

争点：時間外労働及び深夜労働に対する割増賃金支払義務の存否

地位：飲食店のマネージャー

- アルバイト従業員の採用等について決定権を持つ店長を補佐していた留まり、部下の査定の決定権限もなかった。
- 勤務時間に裁量はなく、アルバイト従業員と同様の接客や清掃も行っていた。
- 基本給は厚遇されておらず、役職手当等の諸手当も十分とはいえなかった。

株式会社ほるぷ事件（東京地裁判決平成9年8月1日）

× 管理監督者ではない

争点：時間外労働及び休日労働に対する割増賃金支払義務の存否

地位：書籍等の訪問販売を行う支店の販売主任

- 支店営業方針を決定する権限や具体的な支店の販売計画等に関して独自に同支店の各課長に対して指揮命令を行う権限をもっていなかった。
- タイムカードにより厳格な勤怠管理を受けており、自己の勤務時間について自由裁量を有していなかった。

育英舎事件（札幌地裁判決平成14年4月18日）

× 管理監督者ではない

争点：時間外労働に対する割増賃金支払義務の存否

地位：学習塾の営業課長

- 人事管理を含めた運営に関する管理業務全般の事務を担当していたが、裁量的な権限が認められていなかった。
- 出退勤について、タイムカードへの記録が求められ、他の従業員と同様に勤怠管理が行われていた。
- 給与等の待遇も一般従業員と比較してそれほど高いとはいえなかった。

……労働基準法違反で罰金刑に処せられた刑事裁判例もあります。……

上記に掲げた事例は民事裁判例ですが、飲食店において、労働基準法上の「管理監督者」に該当しないにもかかわらず、店長について、社内で「管理監督者」に該当するとして労働基準法で定める時間外割増賃金や深夜割増賃金の支払を行っていなかったことについて、労働基準法第37条違反として罰金刑に処せられた刑事裁判例もあります。

～長時間労働は健康障害を引き起こす恐れがあります～

管理監督者についても、長時間にわたる過重な労働にならないようにしてください。長時間労働となった場合には、労働安全衛生法に基づき医師による面接指導等の健康管理に係る措置が必要となる場合があります。

ホームページから図書、ビデオ貸出の申込みができます

Webライブラリ



ネットによる図書のビデオの 無料貸出のご案内

1. 貸出し手続きについて

- ①下記のボタンから各リスト画面に進んでいただき、
検索によりお借りになりたいビデオ・図書をリストから選んでいただき、



- ②該当の図書・ビデオの「借りる」ボタンを押し、



- ③「確認 / お申し込みへ」の記載の順序で手続きをお願いいたします。



ご希望のビデオがすでに貸出中または予約済の場合には、ご連絡いたしますが、お急ぎの場合は利用申込の前に、在庫・予約状況等を電話（011-726-7701）などでご確認ください。



2. 図書・ビデオの貸し出し —ご利用にあたってのお願い—

- ◇ 1回にお貸しできる本数、冊数は、各々5点まで（最大5本＋5冊）です。
- ◇ 宅配便による送料は、ご利用者負担となります。
（貸出しは「着払い」、返却は「元払い」でお願いしております）。
- ◇ 貸出し期間は、ビデオが原則として7日以内、図書は14日以内です。
なお、次の予約がない場合に限り、引き続きお貸しすることもできますので、
延長が必要な場合はご連絡ください。
- ◇ ビデオは巻き戻した状態でお返しください。
- ◇ 破損・汚損などした場合は必ずお申し出ください。
- ◇ コピーは固くお断りいたします。

地域産業保健センター健康相談(無料)のご案内

地域産業保健センターは、小規模事業場（労働者50人未満）の事業主や労働者を対象に保健指導・健康相談等の産業保健サービスを提供しています。

地域産業保健センターの事業は、厚生労働省の委託を受けて医師会が実施しています。

地域産業保健センターでは、働く方の健康を守るため、次のようなご相談に無料でお応えしています。ぜひご利用ください（相談内容の秘密は厳守いたします）。

- ◎健康管理全般について
- ◎健康診断実施後の保健指導について
- ◎職業性疾病対策について
- ◎衛生管理や衛生教育について
- ◎長時間労働者に係る面接指導について

10月～12月の予定

各地域産業保健センターで実施している健康相談の予定は下記のとおりです。

健康相談は、都合により日程変更、会場変更、開催中止等となる場合がありますので、事前に各地域産業保健センターへお問い合わせください（各地域産業保健センターの所在地等は本誌の裏表紙をご覧ください）。

なお、下記に掲載されていない地域産業保健センターでも健康相談を実施していますので、詳細は各地域産業保健センターへお問い合わせください。

記

● 札幌東地域産業保健センター（Tel 011-373-6466 Fax 011-373-6295）

月 日	時 間	会 場	備 考
10月2日(木)	16:00～19:00	北広島医師会（北広島市）	
10月9日(木)	18:00～21:00	野幌公民館（江別市）	
10月16日(木)	13:00～16:00	小池内科外科クリニック（恵庭市）	
10月23日(木)	14:00～17:00	石狩病院（石狩市）	
11月6日(木)	14:00～17:00	北広島医師会（北広島市）	
11月13日(木)	18:00～21:00	野幌公民館（江別市）	
11月20日(木)	13:00～16:00	小池内科外科クリニック（恵庭市）	
11月27日(木)	14:00～17:00	石狩病院（石狩市）	
12月4日(木)	14:00～17:00	北広島医師会（北広島市）	
12月11日(木)	18:00～21:00	野幌公民館（江別市）	
12月18日(木)	13:00～16:00	小池内科外科クリニック（恵庭市）	
12月25日(木)	14:00～17:00	石狩病院（石狩市）	

● 小樽地域産業保健センター（Tel 0134-22-4111 Fax 0134-33-9544）

月 日	時 間	会 場	備 考
10月1日(水)	12:30～15:30	小樽市医師会（小樽市）	
10月15日(水)	12:30～15:30	小樽市医師会（小樽市）	
10月22日(水)	12:30～15:30	余市経済センター（余市町）	
10月29日(水)	12:30～15:30	小樽市医師会（小樽市）	
11月5日(水)	12:30～15:30	小樽市医師会（小樽市）	
11月12日(水)	12:30～15:30	小樽市医師会（小樽市）	

月 日	時 間	会 場	備 考
11月26日(水)	12:30～15:30	余市経済センター (余市町)	
12月3日(水)	12:30～15:30	小樽市医師会 (小樽市)	
12月10日(水)	12:30～15:30	小樽市医師会 (小樽市)	

● 岩見沢地域産業保健センター (Tel 0126-20-2211 Fax 0126-20-2211)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月8日(水)	14:00～17:00	空知南部医師会 (栗山町)	
10月15日(水)	14:00～17:00	岩見沢市医師会 (岩見沢市)	
10月23日(木)	14:00～17:00	夕張市市民研修センター (夕張市)	
11月6日(木)	14:00～17:00	岩見沢市医師会 (岩見沢市)	
11月13日(木)	14:00～17:00	美唄市保健センター (美唄市)	
11月19日(水)	14:00～17:00	岩見沢市医師会 (岩見沢市)	
11月27日(木)	14:00～17:00	岩見沢市医師会 (岩見沢市)	※
12月4日(木)	14:00～17:00	岩見沢市医師会 (岩見沢市)	
12月10日(水)	14:00～17:00	ふれあい健康センター (三笠市)	
12月17日(水)	14:00～17:00	岩見沢市医師会 (岩見沢市)	

※印の日は長時間労働者相談窓口開設日です。

● 旭川地域産業保健センター (Tel 0166-23-6007 Fax 0166-23-6007)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月2日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館 (旭川市)	
10月9日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館 (旭川市)	
	18:30～20:30	旭川市医師会館 (旭川市)	
10月16日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館 (旭川市)	
10月23日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館 (旭川市)	
10月30日(木)	13:30～15:30	富良野医師会 (富良野市)	
11月6日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館 (旭川市)	
11月13日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館 (旭川市)	
	18:30～20:30	旭川市医師会館 (旭川市)	
11月20日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館 (旭川市)	
11月27日(木)	13:30～15:30	上川郡中央医師会	
12月4日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館 (旭川市)	
12月11日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館 (旭川市)	
	18:30～20:30	旭川市医師会館 (旭川市)	
12月18日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館 (旭川市)	
12月25日(木)	13:30～15:30	富良野医師会 (富良野市)	

● 帯広地域産業保健センター (Tel 0155-26-9000 Fax 0155-26-9000)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月9日(木)	13:30～16:00	帯広医師会館 (帯広市)	
10月15日(水)	13:30～16:00	帯広医師会館 (帯広市)	
10月20日(月)	13:30～16:00	帯広医師会館 (帯広市)	
10月23日(木)	13:30～16:00	帯広医師会館 (帯広市)	
10月23日(木)	13:30～16:00	本別町国民健康保健病院 (本別町)	
10月28日(火)	13:30～16:00	みやざわ循環器・内科クリニック (鹿追町)	
11月5日(水)	13:30～16:00	帯広医師会館 (帯広市)	
11月11日(火)	13:30～16:00	帯広医師会館 (帯広市)	
11月12日(水)	13:30～16:00	三意会我妻病院 (足寄町)	
11月19日(水)	13:30～16:00	帯広医師会館 (帯広市)	
11月25日(火)	13:30～16:00	帯広医師会館 (帯広市)	
11月26日(水)	13:30～16:00	大庭医院 (大樹町)	
12月4日(木)	13:30～16:00	帯広医師会館 (帯広市)	
12月10日(水)	13:30～16:00	帯広医師会館 (帯広市)	
12月11日(木)	13:30～16:00	帯広医師会館 (帯広市)	

月 日	時 間	会 場	備 考
12月17日(水)	13:30～16:00	帯広医師会館(帯広市)	
12月19日(金)	13:30～16:00	三意会我妻病院(足寄町)	

● 滝川地域産業保健センター (Tel 0125-23-5887 Fax 0125-23-5887)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月2日(木)	14:00～17:00	滝川市医師会館(滝川市)	
10月9日(木)	14:00～17:00	空知医師会事務室(砂川市)	面接
10月16日(木)	14:00～17:00	深川医師会館(深川市)	
10月23日(木)	14:00～17:00	芦別市医師会事務室(芦別市)	
11月5日(水)	14:00～17:00	滝川市医師会館(滝川市)	
11月13日(木)	14:00～17:00	空知医師会事務室(砂川市)	
11月20日(木)	14:00～17:00	深川医師会館(深川市)	
11月27日(木)	14:00～17:00	赤平市医師会事務室(赤平市)	面接
12月4日(木)	14:00～17:00	芦別市医師会事務室(芦別市)	面接
12月11日(木)	14:00～17:00	空知医師会事務室(砂川市)	
12月18日(木)	14:00～17:00	深川医師会館(深川市)	

注：面接とは、長時間労働者への医師による面接指導専用窓口

● 北見地域産業保健センター (Tel 0157-23-2787 Fax 0157-25-5260)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月1日(水)	12:30～15:30	北見医師会会議室(北見市)	
10月9日(木)	14:00～17:00	網走医師会事務室(網走市)	
10月15日(水)	12:30～15:30	北見医師会会議室(北見市)	
10月23日(木)	13:00～16:00	美幌グランドホテル(美幌町)	
11月5日(水)	12:30～15:30	北見医師会会議室(北見市)	
11月13日(木)	14:00～17:00	網走医師会事務室(網走市)	
11月19日(水)	12:30～15:30	北見医師会会議室(北見市)	
11月26日(水)	13:30～16:30	遠軽医師会会議室(遠軽町)	
12月3日(水)	14:00～17:00	北見医師会会議室(北見市)	
12月11日(木)	14:00～17:00	網走医師会事務室(網走市)	
12月17日(水)	12:30～15:30	北見医師会会議室(北見市)	

● 室蘭地域産業保健センター (Tel 0143-45-4393 Fax 0143-45-2292)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月2日(木)	14:00～16:00	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	
10月9日(木)	18:30～20:30	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	
10月23日(木)	18:30～20:30	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	
11月6日(木)	18:30～20:30	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	
11月13日(木)	18:30～20:30	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	
11月20日(木)	18:30～20:30	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	
11月27日(木)	18:30～20:30	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	
12月4日(木)	18:30～20:30	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	
12月11日(木)	14:00～16:00	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	
12月18日(木)	18:30～20:30	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	
12月25日(木)	18:30～20:30	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	

● 苫小牧地域産業保健センター (Tel 0144-37-3211 Fax 0144-37-3211)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月2日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
10月9日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
10月15日(水)	13:30～15:30	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	メンタルヘルス相談
10月16日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
10月17日(金)	18:00～20:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	夜間相談
10月23日(木)	13:00～15:00	千歳市総合(保健)センター(千歳市)	

月 日	時 間	会 場	備 考
10月30日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
11月6日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
11月13日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
11月19日(水)	13:30～15:30	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	メンタルヘルス相談
11月20日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
11月21日(金)	18:00～20:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	夜間相談
11月27日(木)	13:00～15:00	千歳市総合(保健)センター(千歳市)	
12月4日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
12月11日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
12月17日(水)	13:30～15:30	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	メンタルヘルス相談
12月18日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
12月19日(金)	18:00～20:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	夜間相談

● 稚内地域産業保健センター (Tel 0162-24-1699 Fax 0162-24-4773)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月1日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
10月8日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
10月15日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	面接
11月5日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
11月12日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
11月19日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	面接
12月3日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
12月10日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
12月17日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	面接

注：面接とは、長時間労働者への医師による面接指導専用窓口

● 日高地域産業保健センター (Tel 0146-22-8100 Fax 0146-22-8100)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月2日(木)	14:00～16:00	日高町立富川公会堂(日高町)	
10月9日(木)	14:00～16:00	新ひだか町総合ケアセンター(新ひだか町)	
10月16日(木)	14:00～16:00	浦河町生涯学習センター(浦河町)	
11月6日(木)	14:00～16:00	日高町立富川公会堂(日高町)	
11月13日(木)	14:00～16:00	新ひだか町総合ケアセンター(新ひだか町)	
11月20日(木)	14:00～16:00	浦河町生涯学習センター(浦河町)	
12月2日(火)	14:00～16:00	日高町立富川公会堂(日高町)	
12月11日(木)	14:00～16:00	新ひだか町総合ケアセンター(新ひだか町)	
12月18日(木)	14:00～16:00	浦河町生涯学習センター(浦河町)	

● 南後志地域産業保健センター (Tel 0136-22-3108 Fax 0136-22-3108)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月1日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	
10月8日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	
10月15日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	
10月22日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	
10月29日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	
11月5日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	
11月12日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	
11月19日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	
11月26日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	
12月3日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	
12月10日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	
12月17日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	
12月24日(水)	14:00～17:00	羊蹄医師会(倶知安町)	

石綿にさらされる作業に従事していた労働者及びご家族の方へ

労災補償制度、特別遺族給付金制度のご案内

*遺族特別給付金の請求は、法改正により平成24年3月27日までとなりました。

- 石綿にさらされる作業に従事していた労働者の方については、中皮腫、肺がん等の健康被害が生じるおそれがあります。特に中皮腫については、その大部分が石綿ばく露によるものと考えられています。
また、中皮腫及び肺がんとも石綿にさらされてから発症するまでの期間が非常に長い（中皮腫で40年前後、肺がんで30年～40年）という特徴があります。
- 中皮腫、肺がん等を発症し、それが石綿にさらされる作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険給付や特別遺族給付金が支給されています。
お心当たりのある方は、早急に、最寄りの労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。
なお、特別遺族給付金の請求は、法改正により平成24年3月27日までと延長となりました。

1. 石綿にさらされる危険のある作業

以下の作業に従事していた場合には、石綿にさらされていた可能性があります。

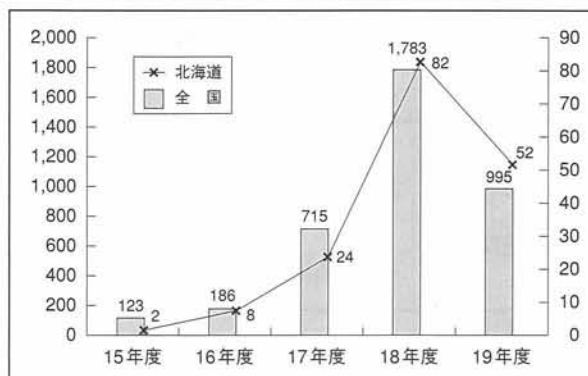
- ① 石綿製品の製造工程における作業
- ② 耐火建築物に係る鉄骨等への石綿や石綿含有岩綿等の吹きつけ作業
- ③ 断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- ④ スレート板等難燃性の建築材料の切断等の加工作業（耐火建築物内の電気配線工事、配管工事を含む。）
- ⑤ 建築物の補修又は解体作業
- ⑥ 鉄鋼製の船舶又は車両の補修又は解体作業
- ⑦ タルク等の取扱いの作業
- ⑧ 倉庫内等における石綿原料・製品の袋詰め又は運搬作業
- ⑨ 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- ⑩ ①から⑨の作業が行われている場所における作業

2. 石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病としては、次のものがあります。

- 中皮腫
胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜に生じた中皮腫
- 肺がん
原発性肺がん（転移性の肺がんではないという意味です。）
- 石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

石綿による肺がん・中皮腫の労災補償件数



「過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会」のご案内

昨今、産業界においては、過労死などの労働者の過重労働による健康障害や職場でのストレスに起因する精神障害が多発し、大きな関心を集めています。

過重労働・メンタルヘルス対策を強化するため、必要な労働者に対する医師による面接指導を事業者には義務づけるなどを内容とする改正労働安全衛生法が平成18年4月1日から施行され、また平成20年4月からは経過措置により適用を猶予されていた労働者数50人未満の規模の事業場にも適用されています。

労働者の過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策の的確な推進を図る上で、産業医等の医師の方々にこれらの課題について十分な理解をいただくことが極めて重要となっております。

このため、財団法人産業医学振興財団では、厚生労働省から委託を受け労働者の過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修として、産業医等の医師を対象とする「過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会」を昨年に引き続き開催することといたしましたので、関係の医師の皆様には是非ご参加いただきたくご案内申し上げます。

◆主 催 北海道医師会・財団法人産業医学振興財団

◆開催日 平成20年12月6日(土) 13時20分～17時20分

◆会 場 北海道会場 札幌プリンスホテル 国際館パミール 6階 十勝の間
札幌市中央区南2条西11丁目 TEL 011-241-1111

◆対 象 医師(定員 100名) ◆参加費 無料

※なお、この研修会は日本医師会認定産業医制度における指定研修会として申請中です。

〔基礎研修(後期研修3.5単位)・生涯研修(更新研修3.5単位)〕

◆内 容 13:20～13:30 開講挨拶

13:30～15:40 「過重労働対策の進め方 及び 面接指導の手法について」

講師 (財)北海道労働保健管理協会 健康管理部長 川崎 能道

15:50～17:20 「メンタルヘルス対策の進め方」

講師 札幌心身医療研究所 所長

久村 正也

申込方法

◎インターネット (<http://www.zsisz.or.jp>) 又はFAX(下記の申込書に必要事項を記入)でお申し込みください。

受講予定者には、開催日の約7日前までに別途「受講票」(会場施設の地図を同封)をお送りしますので、連絡先の住所、氏名(ふりがな)は正確にご記入ください。

申込期限

◎開催7日前を申込期限として定員まで先着順に申込受理いたします。なお定員に達しない場合は当日まで受け付けますので財団事務局まで問い合わせてください。

◎駐車場は、ご用意出来ませんのでご注意ください。

お申込み・お問合せ先

財団法人 産業医学振興財団 企画課 〒107-0052 東京都港区赤坂2-5-1 東邦ビル 3階

TEL 03-3584-5421 FAX 03-3584-5426

(切り取らずこのままFAXしてください)

過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修会申込書

FAX 03-3584-5426

※楷書にてご記入ください。

受講者氏名	ふりがな	会 場	北海道②会場(12月6日)		
		性 別	男・女	年 齢	歳
連 絡 先 ・ 医療機関名	〒 ー	自宅・勤務先 ← いずれかに○をしてください。			
	住 所				
	TEL ー ー	FAX	ー	ー	
認定産業医 手帳発行 都道府県医師会	医師会	認定産業医 資格の有無	1 有り	2 無し	

●事業主の皆様へ●

このご案内を「産業医」「保健師・看護師」「衛生管理者・推進者」「労務・安全衛生担当者」等へお知らせ願います。

研修会のご案内（無料）

北海道産業保健推進センターは、働く人の健康を守るため、「産業医」「事業主」「産業保健師・看護師」「衛生管理者・推進者」「労務・安全衛生担当者」等の産業保健関係者を支援し、「研修会・講習会・セミナーの開催」「電話・窓口での相談対応」「情報誌や各種資料の発行」「調査研究活動」「助成金の給付」等の産業保健活動を行っています。

特に、「研修会・講習会・セミナー」（無料）では、心と体の健康管理・健康確保に関する幅広い内容を分かり易く解説しています。

今後の研修会等の予定は、以下のとおりですので、ぜひご参加ください。

申し込み方法

- ① 受講料は「無料」です。
- ② 「研修会等受講申込書」を記入し、ファックス又は郵送で申し込んでください。
受講申込書に記載された個人情報、研修会等の受付・案内等に使用し、それ以外の目的に使用することはありません。
- ③ 受け付けた方へは、開催日の約1週間前に「受講票」をファックスでお送りします。ファックス以外を希望される方は申込書の「備考」欄に希望事項を記入してください。
- ④ 締め切りは開催日の10日前ですが、締め切り前でも定員に達した場合はお断りすることがあります。また、締め切りを過ぎても定員に空きがある場合は受講できることがありますので、詳細は当センターへお問い合わせください。
- ⑤ 都合により開催中止、日程変更、会場変更、講師変更となる場合がありますので、ご了承ください。

申し込み先

北海道産業保健推進センター

〒060-0807 札幌市北区北7条西1丁目 NSS・ニューステージ札幌（11階）

TEL(011)726-7701 / FAX(011)726-7702 / E-mail:sanpo01@mtg.biglobe.ne.jp

《11月～1月の予定》

●産業医を対象とする研修会

研修番号	開催日時	研修テーマ	研修内容・講師	単位	開催地（会場）	募集人数
医18	11月10日 （月） 13時30分～ 17時	母性健康管理研修会	①管内の働く女性の現状②男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置③労働基準法による母性保護規定 講師：北海道労働局雇用均等室長 森本 頼子 ①職場における妊産婦の健康管理と産業医等産業保健スタッフ等の役割 講師：北海道労働保健管理協会 健康管理部部長 川崎 能道 ①母子保健の理念（母子保護法）②妊娠中の症状等に対応する医学的措置 講師：北海道対がん協会 旭川がん検診センター所長 山崎 知文	基礎研修後期3単位 または 生涯研修更新1単位 及び 生涯研修専門2単位	札幌全日空ホテル（札幌市）	100

研修番号	開催日時	研修テーマ	研修内容・講師	単位	開催地(会場)	募集人数
医19	11月21日 (金) 18時～20時	海外勤務者の 健康管理セミナー	海外勤務者の健康管理対策、海外進出企業の 感染症対策について説明します。 講師:独立行政法人労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター 所長代理 濱田 篤郎	基礎研修 後期2単位 または 生涯研修 専門2単位	札幌全日空 ホテル (札幌市)	50
医20	12月2日 (火) 18時～20時	職場等における 新型インフルエンザ対策	①新型インフルエンザの最近の状況 ②厚生労働省の新型インフルエンザ対策 ③事業所が準備すべき対策とパンデミック 時の対応 講師:北海道労働保健管理協会 健康管理部部長 川崎 能道	基礎研修 後期2単位 または 生涯研修 専門2単位	札幌全日空 ホテル (札幌市)	50
医21	1月21日 (水) 18時～20時	職場等における 新型インフルエンザ対策	①新型インフルエンザの最近の状況 ②厚生労働省の新型インフルエンザ対策 ③事業所が準備すべき対策とパンデミック 時の対応 講師:北海道労働保健管理協会 健康管理部部長 川崎 能道	基礎研修 後期2単位 または 生涯研修 専門2単位	旭川 ターミナル ホテル (旭川市)	50

●保健師・看護師等を対象とする研修会

研修番号	開催日時	研修テーマ	研修内容・講師	単位	開催地(会場)	募集人数
看 2	11月6日 (木) 18時～20時	実力アップ研修 「職場巡視と測定 実習(分煙・騒音)」	講師:北海道労働保健管理協会 環境管理課長 相澤 和幸	産業看護職 継続教育 (実力アップコース) 1単位	北海道 産業保健 推進センター	40
看 3	11月10日 (月) 13時30分～ 17時	母性健康管理研修会	①管内の働く女性の現状②男女雇用機会均等 法における母性健康管理の措置③労働基準法 による母性保護規定 講師:北海道労働局雇用均等室長 森本 頼子 ①職場における妊産婦の健康管理と産業医等 産業保健スタッフ等の役割 講師:北海道労働保健管理協会 健康管理部部長 川崎 能道 ①母子保健の理念(母子保護法)②妊娠中の症 状等に対応する医学的措置 講師:北海道対がん協会 旭川がん検診センター所長 山崎 知文	産業看護職 継続教育 (実力アップコース) 3単位	札幌全日空 ホテル (札幌市)	20
看 4	11月21日 (金) 18時～20時	海外勤務者の 健康管理セミナー	海外勤務者の健康管理対策、海外進出企業の 感染症対策について説明します。 講師:独立行政法人労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター 所長代理 濱田 篤郎	申請中	札幌全日空 ホテル (札幌市)	30
看 5	12月 2日 (火) 18時～20時	職場等における 新型インフルエンザ対策	①新型インフルエンザの最近の状況 ②厚生労働省の新型インフルエンザ対策 ③事業所が準備すべき対策とパンデミック 時の対応 講師:北海道労働保健管理協会 健康管理部部長 川崎 能道	申請中	札幌全日空 ホテル (札幌市)	20
看 6	1月21日 (水) 18時～20時	職場等における 新型インフルエンザ対策	①新型インフルエンザの最近の状況 ②厚生労働省の新型インフルエンザ対策 ③事業所が準備すべき対策とパンデミック 時の対応 講師:北海道労働保健管理協会 健康管理部部長 川崎 能道	申請中	旭川 ターミナル ホテル (旭川市)	20

●事業主・衛生管理者・推進者・労務・安全衛生担当者・保健師・看護師等を対象とする研修会

研修番号	開催日時	研修テーマ	研修内容・講師	開催地(会場)	募集人数
衛11	11月10日 (月) 13時30分～ 17時	母性健康管理研修会	①管内の働く女性の現状②男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置③労働基準法による母性保護規定 講師:北海道労働局雇用均等室長 森本 頼子 ①職場における妊産婦の健康管理と産業医等産業保健スタッフ等の役割 講師:北海道労働保健管理協会 健康管理部部長 川崎 能道 ①母子保健の理念(母子保護法)②妊娠中の症状等に対応する医学的措置 講師:北海道対がん協会 旭川がん検診センター所長 山崎 知文	札幌全日空 ホテル (札幌市)	20
衛12	11月11日 (火) 15時～17時	管理職必須 管理職のための傾聴法 その1	コミュニケーションが上手に取れている職場は、やる気に満ち溢れ活気があります。どの職場においてもメンタルヘルスはいまや人材育成の一環として重要視されています。管理職として社員の気持ちを大切に受けとめるための傾聴技術と心がまえを学び、上司と部下、同僚が心地よく仕事ができる環境を作るためのワザを身につけましょう。 ●部下の話を聴けない上司ってどんな人? ●メンタルヘルスの予防・対策としてできること ●傾聴法の基礎と演習 ●管理職として求められるスキルとは 講師:ナチュラルハート代表取締役 北海道産業保健推進センター特別相談員 神田 裕子	北海道 産業保健 推進センター	40
衛13	11月25日 (火) 15時～17時	管理職必須 管理職のための傾聴法 その2	その1で学んだ基礎と演習を応用して実際の事例に当てはめて検証します。グループワークや討議、情報交換の中にはたくさんの自己発見のヒントがあります。今日からすぐ会社で活用できるようなエッセンスを学びます。 ●傾聴法の復習と演習 ●事例検討とグループワーク ●管理職としての傾聴法活用例 講師:ナチュラルハート代表取締役 北海道産業保健推進センター特別相談員 神田 裕子	北海道 産業保健 推進センター	40
衛14	12月2日 (火) 18時～20時	職場等における 新型インフルエンザ対策	①新型インフルエンザの最近の状況 ②厚生労働省の新型インフルエンザ対策 ③事業所が準備すべき対策とパンデミック時の対応 講師:北海道労働保健管理協会 健康管理部部長 川崎 能道	札幌全日空 ホテル (札幌市)	30
衛15	1月21日 (水) 18時～20時	職場等における 新型インフルエンザ対策	①新型インフルエンザの最近の状況 ②厚生労働省の新型インフルエンザ対策 ③事業所が準備すべき対策とパンデミック時の対応 講師:北海道労働保健管理協会 健康管理部部長 川崎 能道	旭川 ターミナル ホテル (旭川市)	30

研修会・講習会・セミナー等は、当センターのホームページからもお申し込みいただけます。

<http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo01>

研修会等受講申込書

北海道産業保健推進センターあて (FAX011-726-7702)

次のとおり研修会等の受講を申し込みます。

平成 年 月 日

1. 受講する研修会等に関する事項

研修番号	開催月日	研 修 名	備 考
	月 日		
	月 日		
	月 日		

2. 申込者（受講者）に関する事項

該当する項目をご記入ください。□にはチェックを入れてください。

事業場名					
所在地	☐ 職場 ☐ 個人 (〒) -----				
労働者数	男 名	女 名	計	名 (企業全体は約 名)	
TEL	☐ 職場 ☐ 個人 () -		FAX	☐ 職場 ☐ 個人 () -	
E-mail	☐ 職場 ☐ 個人 @				
所属部署				☐ 産業医 ☐ 医師 (産業医以外) ☐ 事業主 ☐ 保健師 ☐ 看護師 ☐ 衛生管理者・推進者 ☐ 労務・安全衛生担当者 ☐ その他	
職 名					
ふりがな 氏 名				(☐ 男 ☐ 女)	
所属郡市 医師会	医師会	医籍登録 番 号		産業医 認証番号	

※ 受け付けた方へは、開催日の約1週間前に「受講票」をファックスでお送りいたします。ファックス以外を希望される方は、申込書の「備考」欄に希望事項をご記入ください。

締め切りは開催日の10日前ですが、先着順で受け付けますので、締め切り前でも定員に達した場合には、お断りすることがあります。また、都合により開催中止、日程変更、会場変更、講師変更となる場合がありますので、ご了承ください。

北海道産業保健推進センター

〒060-0807札幌市北区北7条西1丁目 NSS・ニューステージ札幌 (11階)

TEL (011) 726-7701 FAX (011) 726-7702

北の産業保健40号

E-mail:sanpo01@mtg.biglobe.ne.jp

「必ずチェック 最低賃金! 使用者も 労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道（地域別）最低賃金が次のとおり改正されます。

最低賃金額

時間額

667 円

効力発生年月日／平成20年10月19日

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 特定の産業（「乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」、「舟艇製造・修理業」）で働く者には北海道の産業別最低賃金が適用されます。

北海道労働局 労働基準監督署（支署）

編集後記

遅くなりましたが2008年秋号をお届けします。秋というよりも晩秋で、冬の気配すらする時期です。朝晩の冷え込みが厳しいので健康にご留意ください。新型インフルエンザの発生が懸念されています。産業保健関

係者のお力で有効な防御がなされることが期待されます。当センターでも新型インフルエンザ対策の研修会が予定されております。ご参加ください。

（副所長）

